

○四日市市空家等の適切な管理に関する条例施行規則

平成26年9月24日

規則第39号

令和6年3月27日

規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、四日市市空家等の適切な管理に関する条例（平成26年四日市市条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(立入調査証)

第2条 条例第7条第2項に規定する身分を示す証明書は、立入調査証（第1号様式）とする。

(通知)

第3条 条例第8条第2項に規定する通知は、通知書（第2号様式）により行うものとする。

2 条例第9条第2項に規定する通知は、通知書（第3号様式）により行うものとする。

(公表及び標識の設置)

第4条 条例第11条第2項に規定する公表は、四日市市公告式規則（昭和42年四日市市規則第13号）第2条第2項に規定する市役所の掲示場に掲示して行うほか、必要に応じて市のホームページへの掲載その他適切な手段により行うものとする。

2 条例第11条第2項に規定する標識は、四日市市空家等の適切な管理に関する条例に基づく標識（第4号様式）とする。

(緊急安全措置の手續)

第5条 市長が、条例第10条第1項に規定する危険な状態を回避するために必要な最低限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）をとるときは、空家等の所有者等に対し、次に掲げる事項を事前に通知しなければならない。

- (1) 緊急安全措置の実施概要
- (2) 緊急安全措置の概算費用
- (3) 所有者等の費用負担
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、条例第10条第2項に規定する空家等の所有者等の同意が得られたときは、空家等の所有者等と同意書兼協定書を締結するものとする。

3 条例第10条第2項ただし書及び第3項ただし書に規定する市長が別に定める軽易な行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) カラーコーンの設置
 - (2) ブルーシートでの養生
 - (3) 開口部の閉鎖
 - (4) その他市長が必要と認める軽易な行為
- (補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（令和6年3月27日規則第25号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

（表）

年	月	日交付第	号（使用期間1箇年）
職名	氏名	生年月日	

立入調査証

上記の者は、四日市市空家等の適切な管理に関する条例第7条第1項の規定に基づく立入調査をする職員であることを証する。

四日市市長

印

(写真)

（裏）

この立入調査証を携帯する者は、四日市市空家等の適切な管理に関する条例（令和5年四日市市条例第 号）第7条第1項の規定に基づき、空家等に係る立入調査をすることができる。

四日市市空家等の適切な管理に関する条例（抜粋）

（立入調査）

第7条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に必要な場所に立ち入らせ、必要な調査をすることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

管理不全空家等認定通知書

様

四日市市長

あなたが所有者等となっている下記の空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第13条第1項に規定する「管理不全空家等」に該当すると認められましたので、四日市市空家等の適切な管理に関する条例（令和 年四日市市条例第 号）第8条第2項の規定に基づき、通知します。

これにより、空家等の状態が改善されない場合は、法第13条各項に規定する措置の対象となります。なお、この文書における空家等の所有又は管理の状況について事実と異なる場合や、既に何らかの措置を講じている場合は、ご連絡くださいますようお願いいたします。

記

1. 対象となる管理不全空家等

- (1) 所在地
- (2) 用途
- (3) 登記簿謄本に記載された建物所有者の住所及び氏名
住所
氏名

2. 空家等の状態（管理不全空家等に認められる理由）

3. 連絡先

四日市市 部

課（室）

TEL : (059) -

特定空家等認定通知書

様

四日市市長

印

あなたが所有者等となっている下記の空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する「特定空家等」に該当すると認められましたので四日市市空家等の適切な管理に関する条例（令和 年四日市市条例第 号）第9条第2項の規定に基づき、通知します。

これにより、空家等の状態が改善されない場合は、法第22条各項に規定する措置の対象となります。なお、この文書における空家等の所有又は管理の状況について事実と異なる場合や、既に何らかの措置を講じている場合は、ご連絡くださいますようお願いいたします。

記

1. 対象となる特定空家等

- (1) 所在地
- (2) 用途
- (3) 登記簿謄本に記載された建物所有者の住所及び氏名

2. 空家等の状態（特定空家等に認められる理由）

3. 連絡先

四日市市 部

課（室）

TEL：（059） —

第4号様式（第4条関係）

四日市市空家等の適切な管理に関する条例に基づく標識

四日市市空家等の適切な管理に関する条例第11条第2項に基づき、次に掲げる事項を公表するため、この標識を設置するものである。

年 月 日

四日市市長

- (1) 特定空家等の所在地

- (2) 特定空家等の状態

- (3) その他市長が必要と認める事項